

（仮称）札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 素案

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
(1) 策定の背景と目的	3
(2) 計画期間	3
(3) 計画の対象	4
2 札幌市の現状と課題	4
(1) 少子化の現状と課題	4
① 人口の動向	4
② 出生率と合計特殊出生率の推移	5
③ 少子化の要因	6
④ 課題	7
(2) 子どもを取り巻く現状と課題（検討中）	7
(3) 子育てを取り巻く現状と課題	8
① 世帯の変化	8
② 労働環境の変化	8
③ 母子保健の状況（検討中）	13
④ 生活環境の状況	13
⑤ 課題	14
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 基本的な視点	17
(1) 子どもの視点	17
(2) 次世代を育成する長期的な視点	17
(3) 社会全体で支援する視点	17
2 基本理念	18
3 基本目標	18
(1) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	18
(2) 健やかに生み育てる環境づくり	18
(3) 子育て家庭を支援する地域づくり	19
(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	19
(5) 子どもと子育てにやさしいまちづくり	19
4 計画の体系	21
体系図（個別事業を除く）	
第3章 以下省略	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

平成 14 年 1 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因と言われてきた晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘され、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は総合的な取組みを推進するため、平成 15 年 7 月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

これまで、札幌市では、「札幌市子育て支援計画」（平成 8 年 7 月策定）及び「札幌市青少年育成計画」（平成 9 年 5 月策定）に基づいた子育て環境の整備や子ども自身の健全な育成に努めてきました。また、「健康さっぽろ 21」（平成 14 年 12 月策定）に基づき、母性と乳幼児の健康の保持増進を目指すとともに、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組んできました。

しかしながら、経済の低迷、一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容などにより、札幌市における平成 14 年の合計特殊出生率は 1.06 と、全国平均（1.32）を大きく下回っています。また、親の子育てに対する不安感も高まっているという調査結果からも、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の再構築が早急に取組むべき重要な課題となっています。

そこで、国の動向や札幌市の現状、さらには平成 14 年 3 月に札幌市社会福祉審議会から提出された答申「札幌市の少子化への具体的な対策について」を踏まえるとともに、既存計画との整合性も図りながら、次代を担う子どもの育成支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するための「（仮称）札幌市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました。

(2) 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取組みを促進するために制定されました。札幌市では先行策定市町村として 1 年前倒しの平成 16 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 6 年間で前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で後期計画とする

2期11年間を計画期間とします。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、後期計画については、前期計画に係る必要な検証を行ったうえで策定するものとしてします。

(3) 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭，地域，企業，行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

2 札幌市の現状と課題

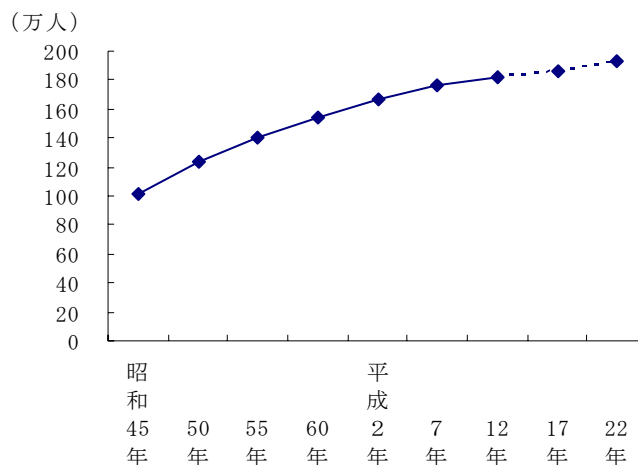
(1) 少子化の現状と課題

① 人口の動向

札幌市の総人口は、北海道開拓の拠点として創建されて以来、ほぼ一貫して増加を続け、昭和50年以降も国勢調査の各5年間の伸び率は10%以上と高い水準を維持してきました。

昭和60年以降も、人口の規模は依然拡大しているものの、出生率の低下などにより人口増加数や人口増加率の低下傾向が顕著になってきており、平成12年の国勢調査結果においては1,822,368人と、平成7年と比較すると65,343人、3.7%の増加にとどまっています。

図1 札幌市の総人口の推移

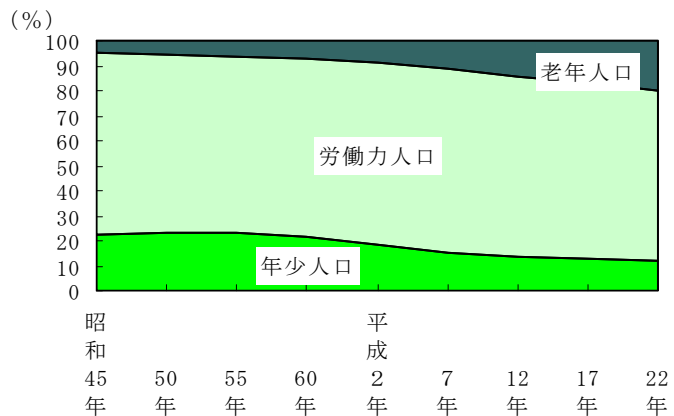


<資料>平成12年までは国勢調査，平成17年以降は札幌市児童家庭部が推計した各年4月1日時点の推計値

札幌市における0歳から14歳までのいわゆる年少人口は、平成7年には273,276人で人口全体(1,757,025人)の15.6%でしたが、平成12年には248,405人、13.6%と減少しており、札幌市における少子化の進行する傾向がうかがわれます。

人口構造の
 少子・高齢化
 は今後も一層
 進行するもの
 と考えられ、
 年少人口は、
 平成22年には
 約235千人と
 推計され、総
 人口に占める
 割合は、平成
 12年の13.6%
 から平成22年
 には12.2%に減少するものと推計されます。

図2 年齢(3区分)別人口割合の推移



<資料>平成12年までは「国勢調査」、平成17年以降は札幌市児童家庭部が推計した各年4月1日時点の推計値

一方、65歳以上の老年人口は既に平成12年に高齢化率14%を超えており、札幌市も本格的な高齢社会を迎えています。

② 出生率(※1)と合計特殊出生率(※2)の推移

出生率は、昭和48年をピークに、その後平成6年、10年を除いて低下傾向を続けており、平成13年には、8.4となっています。

また、現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率が概ね2.08必要であるとされていますが、札幌市の場合、昭和40年の1.93をピークとして多少の増減はあるものの、平成14年の1.06に至るまで減少を続けています。

これは、政令指定都市中、最も低い水準となっています。

表1 政令指定都市の合計特殊出生率(平成13年)

市	合計特殊出生率
札幌市	1.04
仙台市	1.19
千葉市	1.20
横浜市	1.17
川崎市	1.29
名古屋市	1.22
京都市	1.16
大阪市	a) 1.23
神戸市	1.17
広島市	1.32
北九州市	1.36
福岡市	1.19

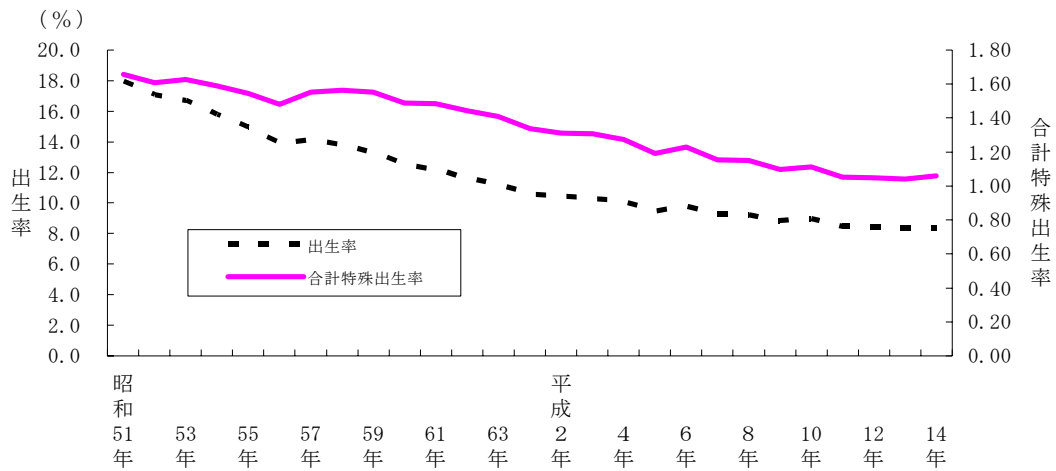
注：a) 平成12年10月1日現在

<資料>札幌市保健所

※1 出生率とは、出生数を人口で除したものに千を乗じた人口千人あたりの出生率をいう

※2 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の各歳ごとの出生率を合計したものをいい、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

図3 出生率と合計特殊出生率の推移



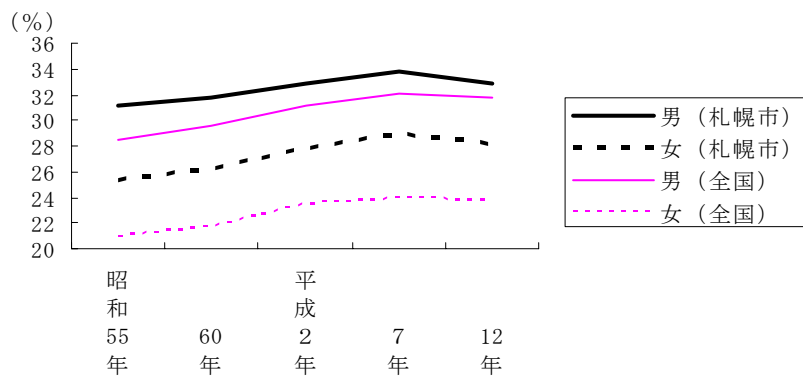
<資料>「札幌市衛生年報」(平成15年)

③ 少子化の要因

平成12年の国勢調査によると、少子化の要因のひとつとして考えられる未婚率は、前回調査時点(平成7年)と比較すると、若干下回っていますが、長期的に見ると、上昇傾向にあります。

男女別にみた場合、札幌市の男性の未婚率(32.9%)は全国(31.8%)をわずかに上回る程度ですが、女性については、全国平均(23.7%)より4.5ポイント上回っています。

図4 未婚率の推移(15歳以上人口)

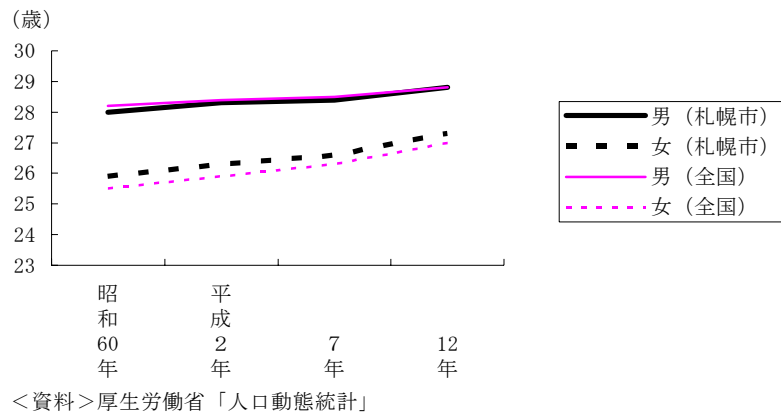


<資料>総務省統計局「国勢調査」

次に、平成12年の国勢調査による札幌市の男女別の平均初婚年齢は、男性が28.8歳で、全国と同水準となっています。

女性の場合は、全国の平均 27.0 歳に対し、札幌市 27.3 歳と常に全国平均を 0.3 歳ほど上回っています。

図5 初婚年齢の推移



④ 課題

札幌市の少子化は全国の水準を上回る形で、急速に進行しています。少子化の急速な進行は、経済活動にとどまらず、市民福祉、地域社会活動や行財政を含め、都市経営全般に影響を及ぼすものと懸念されます。

札幌市では、結婚、出産、子育てなどに係る個人の意思や多様な価値観を尊重しながら、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりを社会全体で考え、実現していくことが求められています。

(2) 子どもを取り巻く現状と課題

(検討中)

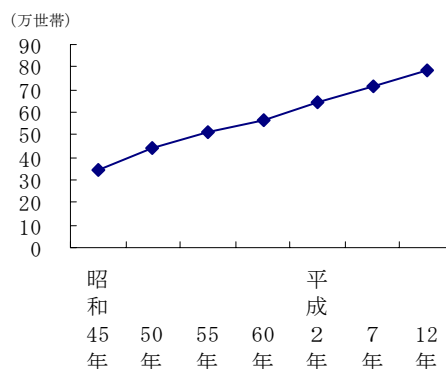
(3) 子育てを取り巻く環境の現状と課題

① 世帯の変化

昭和55年（508,823世帯）以降の世帯数の推移を見ると、一貫して増加しており、平成12年には781,948世帯と、平成7年比べて63,475世帯増加しています。

5年間の増加率は昭和60年～平成2年は14.2%でしたが、その後低下し、2～7年は11.1%、7～12年は8.8%となっています。

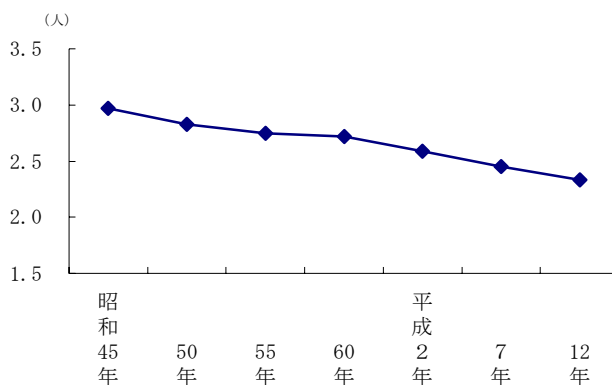
図6 世帯数の推移



<資料>総務省統計局「国勢調査」

人口を世帯数で除した平均世帯人員数は、昭和52年の2.94人から減少傾向を示し、世帯数の増加率が世帯人員の増加率を上回っていることから、世帯規模は縮小を続け、平成12年には2.33人となっています。全国平均は2.70人となっており、札幌市の核家族化の進行がうかがわれます。

図7 1世帯当たり平均人員の推移



<資料>総務省統計局「国勢調査」

② 労働環境の変化

i 事業所数

札幌市の事業所数は、平成3年から8年にかけてバブル経済崩壊後の景気の停滞を受けて、初めて2.3%の減

表2 札幌市内の事業所数の推移

	事業所数	対前回調査増加率
平成3年	84,759	-
8年	82,794	△2.3%
13年	77,605	△6.3%

<資料>総務省統計局「事業所・企業統計調査」

少となり、8年から13年にかけても、9年秋の大手金融機関の破綻を契機として再び景気後退局面に入ったことにより、さらに6.3%減少しています。

ii 産業構造

札幌市の産業構造の特徴としては、サービス業・商業・飲食業を主体とした第3次産業の比重が極めて高くなっており、平成13年10月現在、全事業所数に占める割合は87.3%となっています。

また、前回調査時点と比較し、第3次産業全体では事業所数が減少している中、サービス業だけが増加しています。

表3 産業構造の推移

産業（大分類）	平成8年	13年	増加数
総数	82,794	77,605	△5,189
第1次産業	47	54	7
第2次産業	11,045	9,834	△1,211
第3次産業	71,702	67,717	△3,985
うちサービス業	22,135	22,506	371

<資料>総務省統計局「事業所・企業統計調査」

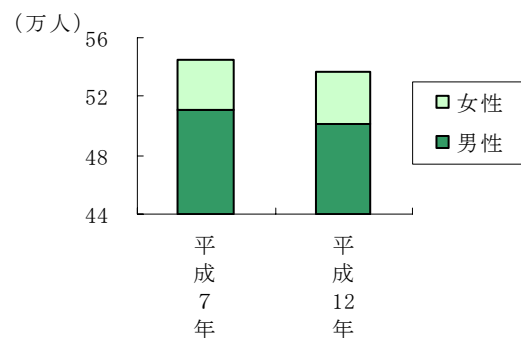
iii 就業者数

女性の就業状況は、平成12年の国勢調査によると、総数851,060人のうち、女性が349,761人と全体の41.1%を占めています。

平成7年と比べると15,346人（4.6%）増加しており、男性就業者数が10,099人減（2.0%減）となっているのと比べると女性の社会進出が進んでいるといえます。

女性就業者の増加の内訳としては、すべて第3次産業への就業であり、増加数は「サービス業」、「運輸・通信業」が高くなっています。

図8 男女別就業者数の推移

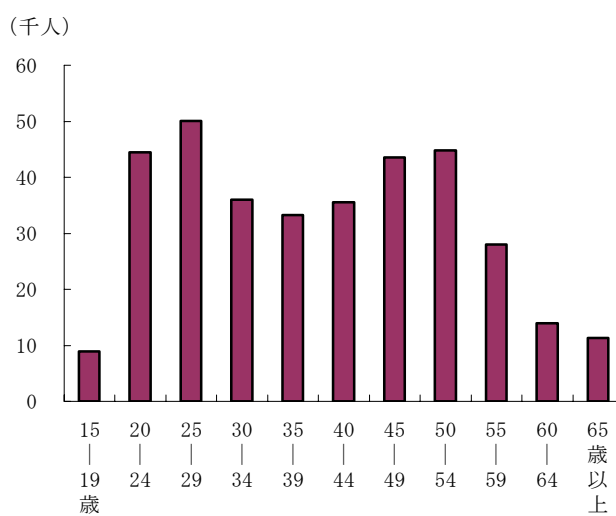


<資料>総務省統計局「国勢調査」

iv 女性の年齢別就業状況

平成12年の国勢調査によると、札幌市の15歳以上の女性の年齢別就業状況は、15～19歳では、「通学」の割合が高いため少ないが、20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30歳台で「出産・育児等」の要因で落ち込み、その後子育てが一段落した45～49歳、50～54歳で次のピークを迎えるといういわゆるM字型カーブを描いています。

図9 女性の年齢別就業状況



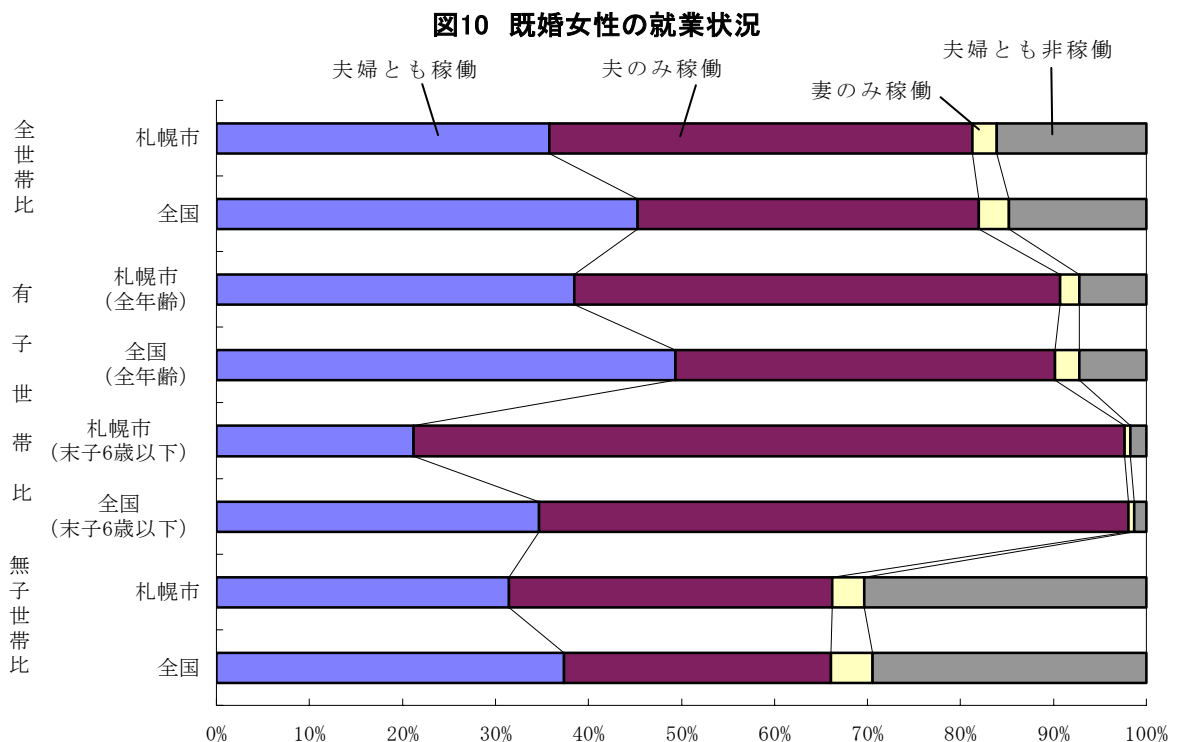
<資料>総務省統計局「国勢調査」

v 既婚女性の就業状況

平成12年の国勢調査によると、札幌市の子どもの有無による世帯の就業状況は、夫婦のいる一般世帯で見ると、無子世帯においては30.4%が、また、有子世帯においては38.1%が夫婦ともに稼働しています。

これを末子の年齢が6歳以下の家庭で見ると、夫婦ともに稼働している世帯は、22.6%となっており、全国値33.9%を大幅に下回っています。

札幌市における夫婦共働き世帯の比率は、全国平均を9.8ポイント下回っており、特に有子世帯では、10.9ポイント、さらに有子世帯のうち、末子が6歳以下の場合には、11.3ポイント全国平均を下回っていることから、札幌市では子育てや家事に専念する女性が多いことがわかります。



<資料>総務省統計局「国勢調査」

vi 男性の就業状況

札幌市における男性の労働時間をみると、年間250日以上稼働が全体の53.0%で、政令指定都市（平均46.7%）中、北九州市（53.2%）に次いで高く、さらに1週間あたりの就業時間については、60時間以上の稼働が全体の21.2%で、政令指定都市（平均18.9%）中、最も高くなっています。

以上のことから、他の政令指定都市と比較した場合、札幌市の就業男性は、労働時間が長く、そのために比較的高収入ではあるが、子育てや家事労働の多くは女性が負担していることが推測できます。

表4 男性の就業状況

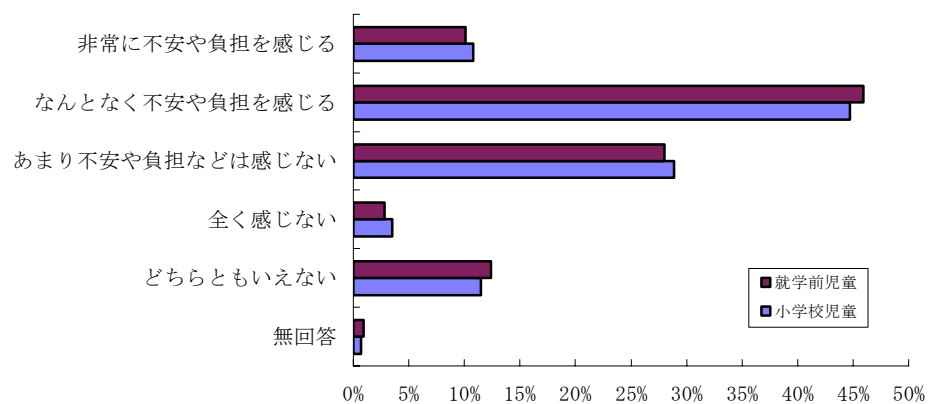
市	男性の年間就業日数の割合 (%)			男性の週間就業時間の割合 (%)				
	200日未満	200～249日	250日以上	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	14.5	32.5	53.0	2.7	2.4	24.5	49.2	21.2
仙台市	13.7	38.6	47.7	3.1	2.5	29.3	47.3	17.8
千葉市	14.9	42.6	42.5	3.2	3.1	28.4	45.9	19.3
横浜市	13.0	44.6	42.4	2.6	2.8	26.8	49.9	18.0
川崎市	15.2	45.3	39.5	3.8	3.2	28.2	48.5	16.3
名古屋市	13.7	39.5	46.8	3.0	2.5	25.7	49.5	19.3
京都市	16.0	34.5	49.5	4.7	3.0	23.3	49.0	19.9
大阪市	17.3	35.3	47.4	3.6	2.9	22.8	51.3	19.4
神戸市	16.5	38.6	44.9	3.6	2.8	28.0	48.8	16.8
広島市	13.3	37.8	48.9	3.0	2.4	27.7	47.5	19.3
北九州市	15.2	31.6	53.2	1.6	2.9	26.9	49.1	19.5
福岡市	14.6	34.0	51.4	3.5	2.6	24.4	48.9	20.5

<資料>総務省統計局「就業構造基本調査」(平成14年)

vii 子育てに関する不安感・負担感

札幌市が、平成15年に実施した「札幌市次世代育成支援対策に関するニーズ調査」では、児童の保護者のうち半数以上が、子育てに関して「非常に」あるいは「なんとなく」不安や負担を感じています。

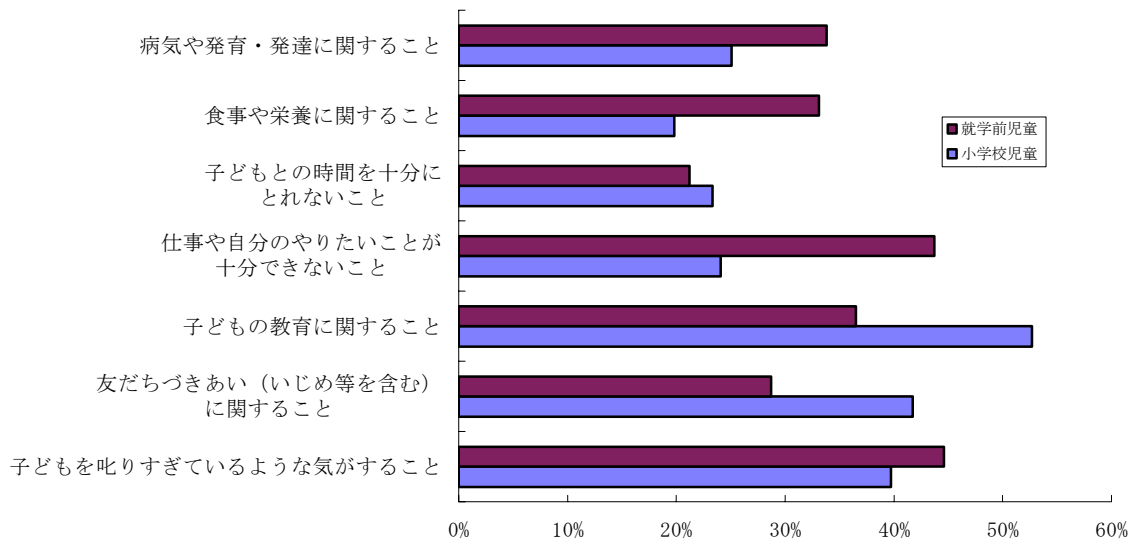
図11 子育てに関する不安・負担感



<資料>札幌市児童家庭部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年)

また、子どもの病気や発育・発達，食事や栄養についての心配，自分の仕事ややりたいことが十分にできないといった時間的負担や精神的負担を感じています。

図12 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること



<資料>札幌市児童家庭部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

③ 母子保健の状況
（検討中）

④ 生活環境の状況

平成10年度の「住宅・土地統計」によると、札幌市内における1住宅あたりの延床面積は77.68㎡となっています。

しかし、持ち家の延床面積が、111.94㎡であるのに対し、借家は45.41㎡と、借家の規模は持ち家の半分以下の規模となっています。

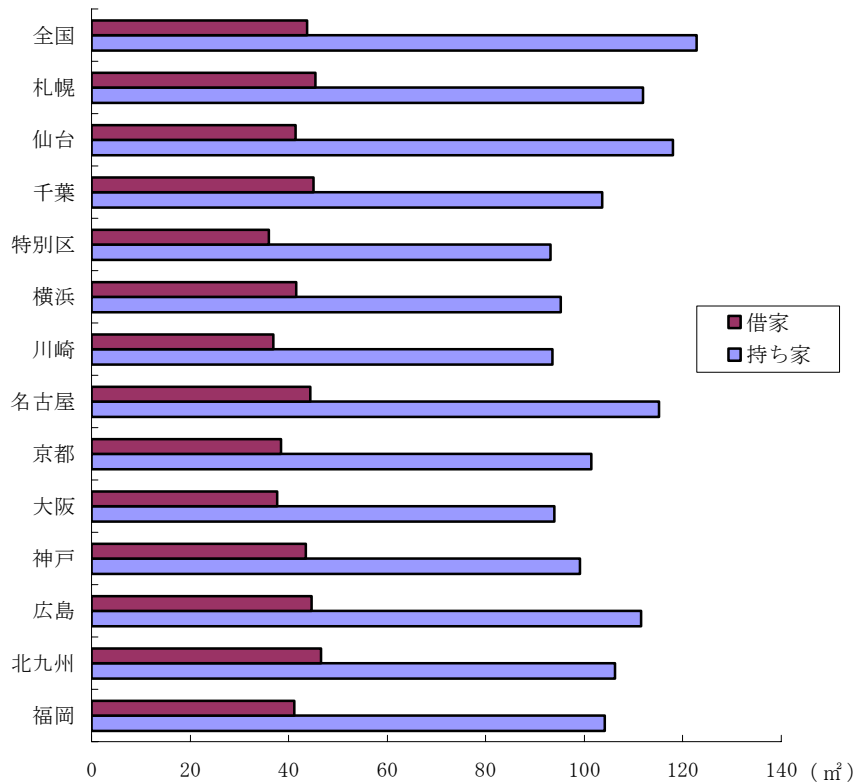
若い子育て世代が住みやすく、ゆとりを持って子育てできるような規模の住宅の供給が求められています。

また、札幌市では、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を定め、日常生活や社会生活において行動上の制限を受ける障がいのある人、高齢者、妊産婦等の人たちが、安心してまちに出かけられるよう公共施設等のバリアフリー化などの整備に取り組んでいます。

また、市街化区域内の幅員8.0m以下の生活道路において、道路の凍上対策、安全な通学路の確保及び安全でゆとりある住区環境の改善整備を

行っています。

図13 1住宅あたりの延床面積の大都市比較



<資料> 「住宅・土地統計」 (平成10年度)

⑤ 課題

これから迎える本格的な少子・高齢化社会では、女性の労働力がさらに求められることから、今以上に女性の多くが社会進出するものと思われます。

札幌市では、子育てに対する負担感や不安感を解消するために、各種の子育てを支援する事業を展開し、さらに、これらの事業がより有機的に機能するために、町内会を始めNPOやボランティア団体等とも連携を図るなど、子育て支援体制の一層の強化を進めていく必要があります。

また、男性を含めた働き方の見直しを行い、多様な働き方の実現に向けた取組みが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次の世代を担うのは子どもであることにかんがみ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次世代を育成する長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って、子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に、少子化問題はその時々の国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものでありますが、次代を担う子どもの育成は、まさに“人づくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないところから長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) 社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめ社会全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、“さっぽろらしさ”に配慮しつつ、それぞれの立場に応じた質の高い、多様なサービスを提供するなど、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

2 基本理念

本市の次世代育成支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めました。

「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取りまく環境に変化等が生じ、あらためて地域の人と人とのふれあいを大切にすることが求められています。

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つことは、将来の社会が発展するために欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で支えていくことが求められております。

札幌市では、地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

札幌市では、子どもの権利条約にうたわれている「子どもの“最善の利益”を確保することが大人の義務である」をもとに、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。

そこで「子どもの権利条例」の制定に向けては、子どもの権利を守り育むために何が必要なのかを子どもを含めた市民と議論しながら取組み、条例制定後も広く市民への子どもの権利に関する普及啓発を進めます。

また、子どもを犯罪等から守るための活動の推進、被害にあった子どもの保護の推進、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成や子どもに関する相談支援体制の充実に努めます。

(2) 健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や保健指導の充実に図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、男女がともに育児を担うことへの意識啓発や、親と子が健やかに暮らすこ

とができる地域づくりに取り組みます。

さらに、現在の高い母子保健医療水準の維持に加え、思春期保健対策や児童虐待の発生予防などへの取り組みを充実していきます。

(3) 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てできるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、幼児教育の充実とともに、本来、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができ環境づくりや子育て家庭に関係する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するため、家庭、学校、地域が連携し本来持っている教育力の活性化を図ります。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを進めます。

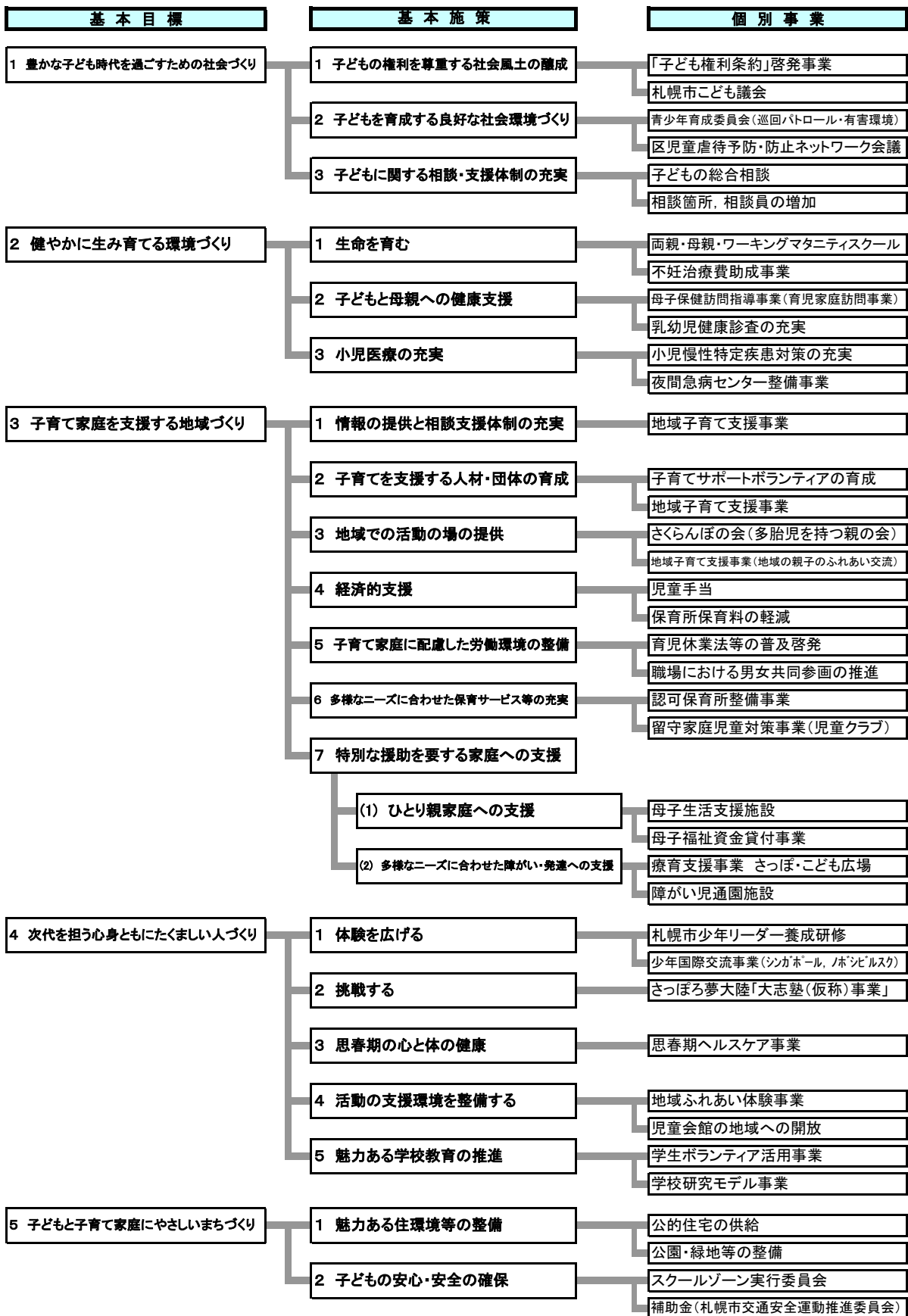
学校においては、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などを、地域の教育資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会を広げていきます。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、安全で快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間が必要となることから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

体系図案（個別事業については例示）



※この体系図は、現在、調整中のものであり、それぞれの名称及び体系順については、今後の調整によって変更する場合があります。